

脚立作業ルールの見える化

既存改修

- 改修工事という条件のため、病院内を搬入動線として通行する立馬より脚立の方が既存範囲での運用に適切
- 既存の調査等脚立でしか調査条件をクリアできない状況が多々ある(休日や夜間のみという時間制限で足場が組めない・既存の機械がある場所のためスペース的に立馬が設置できない等)

不安全行動多発

- 脚立が多数作業場所にあることから、脚立使用する協力会社作業員が増大(特に別途設備電気作業員)
- 安全帯の未使用や扉前での作業、天端作業等多発。現地や安全パトロールで指摘するも、改善に至らない。別途会社の作業員のため強制力働かせられない状況あり。

現場の見える化

- 毎月行っている職長会にて、意見を募集
別途会社担当者を含めた協議により、周知会・誓約書・罰則のルールを制定
- 周知会の受講・誓約書の提出を行った者のみ手に入る「誓約者シール」をヘルメットに貼りつけた作業員のみが、脚立を利用した作業に従事できる、とのルールを施行中